

宮津市公報

平成22年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 22 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 …… 1
23 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 …… 1
24 宮津市水産加工販売施設条例 …… 1
25 宮津市農産物等直売所条例 …… 2

告 示

- 145 平成21年度補正予算の要領 …… 2
146 平成21年度補正予算の要領 …… 7
148 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 …… 8
149 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 …… 8

公 告

- 39 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 …… 9

水 道 企 業

《告 示》

- 21 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …… 9
22 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …… 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 23 宮津市教育委員会定例会の招集 …… 10

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 33 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 …… 10
34 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 …… 10
35 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 …… 10

公 平 委 員 会

《規 則》

- 2 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 …… 10

《告 示》

- 1 宮津市公平委員会委員長の選任 …… 11

農 業 委 員 会

《 告 示 》

12 宮津市農業委員会総会の招集	11
13 農地等の権利移動の許可に係る下限面積	11

条 例

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第22号

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年条例第22号）の一部
を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第23号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市水産加工販売施設条例をここに公布する。

平成21年12月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第24号

宮津市水産加工販売施設条例

（設置）

第1条 本市の水産業の振興を図るため、宮津市水産加工販売施設（以下「加工販売施設」という。）を宮津市字田井277番地の1に設置する。

（指定管理者による管理）

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、加工販売施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 加工販売施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 水産加工品の製造販売及び商品開発に関する業務
- (3) その他加工販売施設の設置の目的を達成するために必要な業務

（開所時間等）

第3条 加工販売施設の開所時間及び休所日は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

（遵守事項）

第4条 加工販売施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、加工販売施設内の規律を守り、この条例その他指定管理者の指示に従わなければならない。

（賠償責任）

第5条 利用者は、加工販売施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

* * *

宮津市農産物等直売所条例をここに公布する。

平成21年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第25号

宮津市農産物等直売所条例

(設置)

第1条 本市の農業等の振興を図るため、宮津市農産物等直売所(以下「直売所」という。)を宮津市字浜町3008番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、直売所の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 農産物等の販売に関する業務
- (3) その他直売所の設置の目的を達成するために必要な業務

(開所時間等)

第3条 直売所の開所時間及び休所日は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(遵守事項)

第4条 直売所を利用する者(以下「利用者」という。)は、直売所内の規律を守り、この条例その他指定管理者の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第5条 利用者は、直売所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第145号

平成21年9月宮津市議会定例会において議決された平成21年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年12月4日

宮津市長 井上正嗣

平成21年度宮津市一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,245,155	45,137	3,290,292
1 地方交付税	3,245,155	45,137	3,290,292
14 国庫支出金	777,084	236,765	1,013,849
1 国庫負担金	590,643	25,535	616,178
2 国庫補助金	180,455	211,230	391,685
15 府支出金	795,760	154,578	950,338
1 府負担金	285,867	488	286,355
2 府補助金	447,076	154,090	601,166
17 寄附金	8,430	1,576	10,006
1 寄附金	8,430	1,576	10,006

20 諸収入	962,286	29,971	992,257
4 受託事業収入	127,615	6,284	133,899
5 雑入	269,672	23,687	293,359
21 市債	941,515	334,500	1,276,015
1 市債	941,515	334,500	1,276,015
歳入合計	10,688,494	802,527	11,491,021

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	158,098	1,181	156,917
1 議会費	158,098	1,181	156,917
2 総務費	1,751,171	638,465	2,389,636
1 総務管理費	1,531,017	626,878	2,157,895
2 徴税費	107,833	10,465	118,298
3 戸籍住民基本台帳費	54,503	1,679	56,182
4 選挙費	27,876	12	27,864
5 統計調査費	12,327	2,781	9,546
6 監査委員費	17,615	2,236	19,851
3 民生費	2,633,901	13,781	2,620,120
1 社会福祉費	1,520,902	4,933	1,525,835
2 児童福祉費	825,082	15,397	809,685
3 生活保護費	287,265	3,317	283,948
4 衛生費	986,318	3,109	983,209
1 保健衛生費	159,057	11,053	170,110
2 清掃費	791,228	13,062	778,166
3 上水道費	36,033	1,100	34,933
5 労働費	83,646	35,577	119,223
1 労働諸費	83,646	35,577	119,223
6 農林水産業費	282,376	32,648	315,024
1 農業費	196,284	1,984	194,300
2 林業費	31,412	569	31,981
3 水産業費	54,680	34,063	88,743
7 商工費	196,951	2,542	199,493
1 商工費	67,741	220	67,521
2 観光費	129,210	2,762	131,972
8 土木費	1,207,844	35,752	1,243,596
1 土木管理費	57,349	9,899	47,450
2 道路橋りょう費	264,216	16,370	280,586
3 河川費	230,900	6,284	237,184
4 都市計画費	602,571	25,885	628,456
5 住宅費	52,808	2,888	49,920
9 消防費	492,395	4,176	496,571
1 消防費	492,395	4,176	496,571
10 教育費	945,751	31,038	976,789
1 教育総務費	156,120	2,422	158,542
2 小学校費	279,748	1,288	281,036
3 中学校費	89,195	212	88,983
4 幼稚園費	92,190	17,274	109,464
5 社会教育費	306,973	4,917	311,890
6 保健体育費	21,525	5,349	26,874
13 災害復旧費	9,600	40,400	50,000

2 公共土木施設災害復旧費	6,600	40,400	47,000
歳出合計	10,688,494	802,527	11,491,021

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報通信基盤整備事業	266,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産業基盤整備事業	8,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	28,800 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
辺地対策事業	20,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上	53,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設災害復旧事業	2,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	17,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成21年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	512,868	21	512,889
2 国庫補助金	174,245	21	174,266
5 府支出金	293,846	11	293,857
2 府補助金	7,953	11	7,964
7 繰入金	308,093	1,562	306,531
1 一般会計繰入金	303,375	1,562	301,813
8 繰越金	1	30,054	30,055
1 繰越金	1	30,054	30,055
歳入合計	2,039,989	28,524	2,068,513

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	55,653	1,573	54,080
1 総務管理費	35,127	1,573	33,554
3 地域支援事業費	43,440	54	43,494
2 包括的支援事業・任意事業費	33,648	54	33,702
6 諸支出金	352	28,867	29,219
2 償還金及び還付加算金	351	28,867	29,218
7 予備費	18,953	1,176	20,129
1 予備費	18,953	1,176	20,129
歳出合計	2,039,989	28,524	2,068,513

平成21年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	53,282	71,104	124,386
1 国庫補助金	53,282	71,104	124,386
6 繰入金	36,000	1,100	34,900
1 一般会計繰入金	36,000	1,100	34,900
9 市債	124,600	110,700	235,300
1 市債	124,600	110,700	235,300
歳入合計	317,858	180,704	498,562

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	258,146	180,708	438,854
1 維持管理費	78,835	1,292	77,543
2 拡張改良費	179,311	182,000	361,311
4 予備費	759	4	755
1 予備費	759	4	755
歳出合計	317,858	180,704	498,562

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
簡易水 道事業	124,600	証書借入 又は証券 発行 ただし、 発行価格が	6.0%以内 ただし、 利率見直し	政府資金 については、その融 資条件によ	235,300	証書借入 又は証券 発行 ただし、 発行価格が	6.0%以内 ただし、 利率見直し	政府資金 については、その融 資条件によ

額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	り、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	り、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
--	---	--	--	--	---	--	--

平成21年度宮津市上宮津財産区特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)			
歳 入			
款 項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金	400	182	582
1 繰越金	400	182	582
4 諸収入	6,454	17,640	24,094
2 受託事業収入	5,502	17,640	23,142
歳 入 合 計	7,893	17,822	25,715
歳 出			
(単位：千円)			
款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 造林事業費	5,624	17,640	23,264
1 造林事業費	5,624	17,640	23,264
3 予備費	234	182	416
1 予備費	234	182	416
歳 出 合 計	7,893	17,822	25,715

平成21年度宮津市栗田財産区特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)			
歳 入			
款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金	400	148	548
1 繰越金	400	148	548
3 諸収入	1,051	1,344	2,395
2 受託事業収入	1,050	1,344	2,394
歳 入 合 計	1,803	1,492	3,295
歳 出			
(単位：千円)			
款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 造林事業費	1,096	1,344	2,440
1 造林事業費	1,096	1,344	2,440
3 予備費	136	148	284
1 予備費	136	148	284
歳 出 合 計	1,803	1,492	3,295

平成21年度宮津市水道事業会計補正予算（第1号）

1 収益的支出の補正

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用	311,992	581	311,411
1 営業費用	255,955	581	255,374

2 資本的収入及び支出の補正

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	195,967	30	195,997
1 企業債	184,700	14,700	170,000
4 補助金	0	14,730	14,730

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	301,670	37	301,633
1 建設改良費	224,748	37	224,711

3 企業債の補正

1 変更

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
配水施設等整備事業	184,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	170,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

* * *

宮津市告示第146号

平成21年10月30日に専決処分を行った平成21年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年12月18日

宮津市長 井上正嗣

平成21年度宮津市一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,290,292	6,006	3,296,298
1 地方交付税	3,290,292	6,006	3,296,298

15 府支出金	950,338	17,227	967,565
2 府補助金	601,166	17,227	618,393
歳入合計	11,491,021	23,233	11,514,254

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	983,209	23,233	1,006,442
1 保健衛生費	170,110	23,233	193,343
歳出合計	11,491,021	23,233	11,514,254

* * *

宮津市告示第147号

平成21年11月宮津市議会臨時会において議決された平成21年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年12月18日

宮津市長 井上正嗣

平成21年度宮津市一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金	1,013,849	458	1,014,307
2 国庫補助金	391,685	458	392,143
15 府支出金	967,565	2,742	970,307
2 府補助金	618,393	2,742	621,135
歳入合計	11,514,254	3,200	11,517,454

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	1,006,442	3,200	1,009,642
1 保健衛生費	193,343	3,200	196,543
歳出合計	11,514,254	3,200	11,517,454

* * *

宮津市告示第148号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成21年12月22日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第115号

- (1) 名 称 ちきりでんき
- (2) 所在地 伊根町字平田156番地11
- (3) 代表者 千切 進
- (4) 指定期間 平成21年12月22日～平成25年12月31日

* * *

宮津市告示第149号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成21年12月22日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第116号

- (1) 名 称 田中電気設備
- (2) 所在地 宮津市字日置2056番地の1
- (3) 代表者 田中茂嗣
- (4) 指定期間 平成21年12月22日～平成25年12月31日

公 告

宮津市公告第39号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成21年12月14日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成21年12月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成21年12月28日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字宮村及び小松の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字宮村及び小松の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

水 道 企 業

〈告 示〉

宮津市水道告示第21号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年12月15日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S09116号

- (1) 名称 北都建設株式会社
- (2) 所在地 宮津市字小寺772番地
- (3) 代表者 代表取締役 辻 井 浩 之

* * *

宮津市水道告示第22号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年12月22日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S09117号

- (1) 名称 田中電気設備
- (2) 所在地 宮津市字日置2056番地の1
- (3) 代表者 田 中 茂 嗣

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第23号

平成21年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月10日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

1 日 時 平成21年12月25日(金)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第33号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

352人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第34号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

5,858人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第35号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

2,929人

公平委員会

〈規則〉

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月17日

宮津市公平委員会
委員長 尾 関 紀 男

宮津市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成18年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1項を加える。

- 2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求、法第49条の2の規定による不服申立て、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定による審査請求等に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

〈告 示〉

宮津市公平委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定により、宮津市公平委員会委員長に次の者を選任したので、宮津市公平委員会規則（昭和41年公平委規則第3号）第2条第4項の規定により告示する。

住 所	氏 名
<以下掲示済>	平 田 齊

平成21年12月21日

宮津市公平委員会

農 業 委 員 会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年12月2日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成21年12月10日（木）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第29号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第30号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について

* * *

宮津市農業委員会告示第13号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による下限面積を次のように定める。

平成21年12月15日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

適用区域	面 積
全 域	30アール